

奈良県中小企業経営力向上支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症又はコロナ禍における原油価格・物価高騰等の影響を受けた県内中小企業者等に対して、経営力向上を図るための新事業創出や新分野への進出等に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この要綱において補助金の交付を受けることのできる者は、奈良県内に事業所を有する者並びに別記に掲げる中小企業者及び中小企業者と同等と認められる者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、次の各号のいずれにも該当する者であっても、本補助金の交付を受けることができるのは1回のみとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年6月から第4条に規定する補助金の交付申請の募集を開始した月の前月までの期間における任意の連続する2か月間の合計売上高が、平成31年1月から令和3年5月の期間における連続する同月2か月間の合計売上高と比べて20%以上減少した者であって、令和2年度奈良県中小企業等再起支援事業補助金の交付を受けていない者
- (2) コロナ禍における原油価格・物価高騰等の影響により、令和4年1月以降の任意の連続する2か月間の売上高総利益率又は売上高営業利益率が、平成31年1月から令和3年12月の期間における連続する同月2か月間の売上高総利益率又は売上高営業利益率と比べて5ポイント以上減少した者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 県税を滞納している者
- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中である者
- (4) 役員に、法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者又は禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる者
- (5) 規則第4条第2項各号のいずれかに該当する者
- (6) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業等以外のものであって、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業等である者
- (7) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業等である者
- (8) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業等である者
- (9) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、新型コロナウイルス感染症又はコロナ禍における原油価格・物価高騰等の影響を受けて減少した売上等を回復するための新しい事業に係る実施計画（以下「事業実施計画」という。）に基づいて行う事業とする。ただし、国又は地方公共団体が交付する他の補助金等の交付を受ける事業については、補助対象事業としない。

2 補助の対象となる経費は、事業実施計画を実施するために必要な経費であって、別表1のとおり

りとする。ただし、当該経費にかかる消費税及び地方消費税の額は補助の対象とはしない。

3 補助上限額、補助下限額、補助率及び補助金の額の算定方法は、別表2のとおりとする。

4 知事は、第1項の事業実施計画に基づく事業であって、令和4年6月1日以降で、第5条第1項の規定による交付決定の前に行われた事業に要する経費について、証憑書類等による確認が可能で、その内容が適正と認められる場合は、補助金の交付の対象とすることができる。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、補助金交付申請書(第1号様式)に知事が必要と認める書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条の書類の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、交付申請者に通知するものとする。

2 知事は、必要と認めるときは、前条の書類の内容について修正を加えることができる。

3 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

(申請の取下げ)

第6条 前条第1項の通知を受けた交付申請者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更等の承認の申請)

第7条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号の承認を受けようとするときは、補助事業の変更承認申請書(第2号様式)に知事が必要と認める書類を添えて、知事の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する軽微な変更については、この限りでない。

(1) 補助目的に変更が生じず、かつ、補助事業者の創意によって、より効果的に事業が実施できると認められる場合

(2) 計画の細部の変更であって、補助事業の遂行状況に影響を及ぼさないと認められる場合

2 知事は、前項の承認に当たり、交付決定の内容を変更し、又は条件を付けることができる。

3 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、補助事業の中止(廃止)承認申請書(第3号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第8条 補助事業者は、第5条第1項の交付決定により生じる権利の全部又は一部を、知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(補助事業遅延等の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは、速やかに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は当年度の1月10日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（第4号様式）に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の書類の内容に軽微な変更があった場合において、必要と認めるときは、内容の変更をすることができる。ただし、その場合は、補助事業者に変更内容等を通知するものとする。

（補助金の額の確定及び交付）

第12条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合は、書類審査、現地調査等必要な審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（変更の承認をした場合は、その承認をした内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 審査の結果、補助対象経費が増額となった場合でも、第5条第1項において決定した交付決定額を変更しない。

3 審査の結果、補助対象経費が減額となった場合には、減額後の補助対象経費をもって第3条第3項の規定を適用する。

4 第1項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第13条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条第1項の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 法令若しくはこの要綱又は法令若しくはこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) 交付決定後に生じた事情により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合にあつては、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

（財産の管理等）

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について取得財産等管理台帳（第6号様式）を備え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、知事の要求があつたときは、直ちに前項の書類を提出しなければならない。

3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入を得たとき又は収入を得る見込みがあるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

（財産の処分の制限）

第15条 取得財産等のうち処分を制限するものとして規則第20条第2号及び第3号の規定により知事が定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円（消費税および地方消費税相当額を含まない。）以上のものとする。

2 規則第20条ただし書に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関

する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定めるところによる。

- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内に、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ取得財産の処分承認申請書（第7号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（補助事業の経理等）

- 第16条 補助事業者は、補助事業に要した経費について、帳簿及び領収書等の証憑書類を整理し、他の経費と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び領収書等の証憑書類を、補助事業を完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するとともに、知事の要求があったときは、直ちにこれを提出しなければならない。

（情報管理及び秘密保持）

- 第17条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。
- 2 補助事業者は、第三者の秘密情報については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示し、公表し、又は漏えいしてはならない。
 - 3 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
 - 4 本条の規定は、補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（成果の公表等）

- 第18条 補助事業者は、知事からの要請がある場合は、補助事業の成果について、必要な情報を提供し、発表し、及び県が行う公表に協力しなければならない。

（その他）

- 第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。
- 2 改正前の奈良県中小企業経営力向上支援事業補助金交付要綱第1号様式、第2号様式、第3号様式及び第6号様式については、当分の間、改正後の奈良県中小企業経営力向上支援事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、使用することができる。

【中小企業者及び中小企業者と同等と認められる者】

本事業の補助対象者のうち、規則第2条（1）の中小企業者及び中小企業者と同等と認められる者とは、以下のア、イ、ウのいずれかの要件を満たすものに限る。

ア 中小企業者（組合関連以外）

・資本金又は従業員数（常勤）が下表の数字以下となる会社又は個人であること。（中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する者を指す。）

業種	資本金※1	常勤従業員数※2
製造業、建設業、運輸業、旅行業	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
サービス業 （ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）	5,000万円	100人
小売業	5,000万円	50人
ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円	900人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5,000万円	200人
その他の業種（上記以外）	3億円	300人

※1 資本金は、資本の額又は出資の総額をいう。

※2 常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とする。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者は含まれない。（以下別記において同じ。）

イ 中小企業者（組合関連）

- ・中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する者のうち、下表にある組合等に該当すること。
- ・該当しない組合や財団法人（公益・一般）、社団法人（公益・一般）、医療法人、社会福祉法人及び法人格のない任意団体は補助対象とならない。

組織形態
企業組合
協業組合
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
商工組合、商工組合連合会
商店街振興組合、商店街振興組合連合会
水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会※3
酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会※4
内航海運組合、内航海運組合連合会※5
技術研究組合 (直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの)

- ※3 その直接又は間接の構成員の3分の2以上が5,000万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの。
- ※4 その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの。
- ※5 その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。

ウ 特定非営利活動法人

- ・ 広く中小企業一般の振興・発展に直結し得る活動を行う特定非営利活動法人であること。
- ・ 従業員数が300人以下であること。
- ・ 法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条第1項に規定される34事業）を行う特定非営利活動法人であること。
- ・ 認定特定非営利活動法人ではないこと。